## 実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

~労基法違反を犯さないために、元監督官の講師が分かりやすく解説します~

主催 一般社団法人 新宿労働基準協会(幹事) 一般社団法人 大田労働基準協会

労働基準監督署による臨検監督においては、労働時間、割増賃金等の基本的事項について、過半数の事業場で法違反が指摘されています。労基法違反に対しては、是正勧告ばかりでなく、刑事罰が科されることがあります。

人事・労務担当者のために必要な基本的事項について、労基法の実務基礎講座を開催します。新任 担当者を含め、多数ご参加ください。

- 1 日 時 2025年6月16日(月)10:00~16:30(開場・受付は9:30~)
- 2 場 所 「BIZ新宿 研修室A」 新宿区西新宿6-8-2(裏面地図参照)
- 3 内容
  - ・労働者と請負の違いとは? ・フリーランス新法 ・管理監督者とは?
  - ・賃金支払いの5原則 ・労働契約と解雇 ・退職の手続き ・労働時間の適正な把握と36協 定による上限規制 ・割増賃金 ・変形制 ・裁量労働制の運用 ・年次有給休暇制度と時季 指定義務 ・就業規則の整備と運用 ・労働条件の明示義務と明示事項の改正
  - 労基法違反と会社の刑事責任
- 4 講 師 北岡社会保険労務士事務所代表(元労働基準監督官) 特定社会保険労務士 北岡 大介 氏

主な著書 「働き方改革」まるわかり(日本経済新聞出版社) 「同一労働同一賃金」はやわかり(日本経済新聞出版社)

- 5 受講料(テキスト代、消費税含む) 当協会の会員は8,800円 非会員は11,000円 2025年6月9日(月)までに下記口座宛お振込み下さい。
  - •銀 行 名 三井住友銀行 蒲田支店
  - 普通預金 口座番号 3687394
  - 口座名称 一般社団法人大田労働基準協会

※振込人名の前に、講習会の開催日をご記入下さい。(例 061600カイシャ)

6月9日(月)までの取消しは受講料を全額返還します。 振込手数料はご負担下さい。以降の取消しは返還できません。

6 受講申込み(定員60名)

裏面申込書にご記入の上、(一社) 大田労働基準協会あて Fax (03-3738-0128) 又は Web からお申込みください。

7 お問合せ先 (一社) 大田労働基準協会 03-3738-0118

受付日 受講番号 申込受付欄

## 実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

講習会 Fax 申込書 兼 受講票

(実施日: 2025年6月16日(月)) 10:00~16:30 開場・受付 9:30~ Fax. 送付先 (一社) 大田労働基準協会事務局 あて

Fax. 03-3738-0128

いずれか、〇を お付け下さい	<ul><li>新宿協会会員・三田協会会員・品川協会会員・大田協会会員</li><li>渋谷協会会員・池袋協会会員・協会会員以外</li></ul>	
事業所名		
所 在 地	Ŧ	
電話	Fa (返信	
申込担当者		·
部署•氏名		
受講者氏名		
担当者 Email		

- 注:① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。
  - ② 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。
  - ③ 発熱等の症状がある場合は、受講をご遠慮ください。

講習内容に関する質 問事項等が有りまし たら申込時にご記下 さい。

会場案内図

BIZ新宿 3階研修室A 新宿区西新宿6-8-2



